

## 事例2 北越紀州製紙株による東洋ファイバーの株式取得

### 第1 本件の概要

本件は、洋紙、板紙その他の紙製品の製造販売事業を営む北越紀州製紙株式会社が、バルカナイズドファイバー（注1）及び特殊紙の製造販売事業を営む東洋ファイバー株式会社の全株式を段階的に取得するものである。関係法条は、独占禁止法第10条である。

（注1）バルカナイズドファイバーについては、第2の(1)参照。

### 第2 一定の取引分野

#### 1 製品の概要等

当事会社間で競合し、競争に与える影響が大きいと考えられる製品は、バルカナイズドファイバーである。

##### (1) バルカナイズドファイバーの主な用途と種類

バルカナイズドファイバーは、コットンパルプや木材パルプを原料として抄紙機により製造したファイバー原紙に化学処理を施し、積層・圧着・乾燥成形して得られる工業用材料であり、電気絶縁性、耐熱性及び強靭性を有している。

バルカナイズドファイバーの主な用途には、電気機器の電気絶縁材料としての用途（以下「電気絶縁用途」という。）（約6割）、研磨ディスク（注2）の基材としての用途（以下「研磨ディスク用途」という。）（約3割）等がある。このうち、電気絶縁用途は、更に、モーターのエンドプレート、低圧ヒューズ筒、スピーカーの端子板、ブレーカーの消弧室、蛍光灯の口金の絶縁板、充電池のセパレーター、ACアダプターのスペーサー等の細目用途に分かれる。

また、バルカナイズドファイバーの主な種類としては、①一般ファイバー、②耐熱・耐水ファイバー、③難燃ファイバー及び④研磨用ファイバーの4種類が存在するが、種類ごとに異なる特性を有しており、価格も異なる。

（注2）研磨ディスクとは、円盤状の回転体の研磨工具のこと。

##### (2) 各用途に使用されるバルカナイズドファイバーの種類と代替素材

バルカナイズドファイバーには前記(1)のとおり様々な用途があるところ、各用途に求められる特性等に応じて、異なる種類のバルカナイズドファイバーが用いられている。具体的には、電気絶縁用途では、細目用途ごとに求められる特性等に応じて、一般ファイバー、耐熱・耐水ファイバー及び難燃ファイバーという複数の種類のバルカナイズドファイバーが用いられており、同一の細目用途において

て異なる種類のバルカナイズドファイバーが使用されるケースもある。また、これらバルカナイズドファイバーと代替的に用いられる素材も、細目用途ごとに求められる特性等に応じて、汎用の工業用P E T（工業用ポリエチルフィルムをいう。以下同じ。）、難燃性を高めた工業用P E T、ガラスポリエチル、ベークライト等と異なっている。

これら代替的な素材が使用されるようになった結果、バルカナイズドファイバーの国内販売数量は漸減している。

ただし、研磨ディスク用途においては、強靭性を高めた研磨用ファイバーのみが用いられており、研磨用ファイバーと代替的に使用できる他の素材は存在しない。

## 2 一定の取引分野の画定

### (1) 商品範囲

前記1(1)のとおり、バルカナイズドファイバーは複数の用途に用いられているが、同(2)のとおり、用途ごとに異なる種類のバルカナイズドファイバーが用いられ、代替的に用いられる素材も異なるところ、需要の代替性の観点からみた場合には、用途や種類ごとに細分化した上で、バルカナイズドファイバーとの代替性の高い素材が存在する場合には、それを含めて商品範囲が画定されると考えられる。しかしながら、このように商品範囲を細分化した上で各商品範囲の競争の実態を把握することは、データの制約等のため必ずしも容易ではない。

他方、供給の代替性の観点からみると、バルカナイズドファイバーの製造販売業者はいずれの用途向けのバルカナイズドファイバーも供給することが可能であること、また、種類ごとのバルカナイズドファイバーの製造方法は極めてよく似ており、製造するバルカナイズドファイバーの種類を切り替えることは容易であることから、各用途、各種類のバルカナイズドファイバー間には供給の代替性がある。

したがって、本件においては、「バルカナイズドファイバー全体」を同一の商品範囲として画定した。

### (2) 地理的範囲

バルカナイズドファイバーにおいては、輸送費用については製造側が負担するという商慣習が存在しており、需要者にとっての地域差は存在しないこと、各地に物流拠点が存在し、生産拠点から全国各地への配送が可能な体制が確立されていることから、地理的範囲は「日本全国」として画定した。

### 第3 本件行為が競争に与える影響

#### 1 市場シェア

平成20年度における国内のバルカナイズドファイバーの市場規模は、約10億円（約1,200トン）である。

バルカナイズドファイバーは、国内においては当事会社のみが製造販売しており、本件株式取得後、当事会社の市場シェアは100%となる。バルカナイズドファイバーは、ドイツ及び中国においても製造されているが、現在のところ輸入は行われていない。また、新規参入は容易であるがその蓋然性は低い。

#### 2 隣接市場からの競争圧力

バルカナイズドファイバーの用途ごとに代替品を隣接市場としてみた場合の競争実態は、次のように考えられる。

##### (1) 電気絶縁用途

前記第2の1(1)のとおり、電気絶縁用途としては、モーターのエンドプレート、低圧ヒューズ筒、スピーカーの端子板、ブレーカーの消弧室、蛍光灯の口金の絶縁板、充電池のセパレーター、ACアダプターのスペーサー等の細目用途があり、それぞれの細目用途ごとに、汎用の工業用PET、難燃性を高めた工業用PET、ガラスポリエチレン、ベーキライト等が代替的に用いられている。

電気絶縁用途において、バルカナイズドファイバーでなければ満たせないような要求特性は特に無く、工業用PET等の他素材において技術開発が進んだこともあり、バルカナイズドファイバーに比べて工業用PET等の他素材の方が絶縁性、耐熱性、難燃性、寸法安定性、加工性等に優れ、部品の小型化に寄与するといった長所を有している。また、当事会社からしか調達できないバルカナイズドファイバーに比べて、国内外の大手化学メーカーが製造販売している工業用PET等の方が調達しやすく、価格も低下してきている。これらの点がユーザーに評価された結果、これまでバルカナイズドファイバーが電気絶縁材料として用いられていた分野においては、徐々に工業用PET等の他素材に切り替えられてきており、また、新規に製造される新しい電気機器においては、バルカナイズドファイバーではなく、当初から工業用PET等が電気絶縁材料として選択されてきている。今後もこうした傾向は続くと考えられる。

##### (2) 研磨ディスク用途

バルカナイズドファイバーは、ファイバーディスク（注3）等の研磨製品を製造販売する研磨製品メーカー（バルカナイズドファイバーの直接ユーザー）によ

って、ファイバーディスクの基材として使用されている。バルカナイズドファイバーと代替的に使うことができる素材は存在しない。

しかしながら、ファイバーディスクのユーザー（バルカナイズドファイバーの間接ユーザー）である造船メーカーや自動車メーカー等からみた場合には、ファイバーディスクとフラップディスク（注4）は、金属、石材、強化プラスチック等の研磨という同等の用途に使用することが可能である。

フラップディスクは、長時間研削しても研削能力が衰えにくく、仕上がりが滑らかになるという長所を有しており、また、価格も低下してきていることから、ファイバーディスクの需要の多くがフラップディスクに奪われてきており、今後もこうした傾向は続くと考えられる。

また、ファイバーディスクを製造販売している研磨製品メーカーの多くはフラップディスクの製造販売を行っていることから、研磨製品メーカーにとって、ファイバーディスクとフラップディスクとの間の切替えはそれほど難しくないと考えられる。

(注3) ファイバーディスクとは、円盤状にしたバルカナイズドファイバーを基材して表面に砥粒を接着させた研磨ディスクのこと。

(注4) フラップディスクとは、円盤状にした繊維強化樹脂等の表面に短冊状の研磨布を放射状に配列した研磨ディスクのこと。多羽根ディスクともいう。

#### 第4 独占禁止法上の評価

前記第2の2のとおり、本件においては、バルカナイズドファイバー全体を同一の商品範囲として画定したところ、本件行為後、当事会社の市場シェアは100%となる。また、今後の輸入の可能性は低く、新規参入は容易であるがその蓋然性は低いとみられる。

しかしながら、用途ごとに代替品を隣接市場としてその競争の実態をみると、電気絶縁用途においては、バルカナイズドファイバーと工業用P E T等を代替的に使用することが可能であり、電気機器の小型化・精密化が進む中で、より軽量で絶縁性が高く価格も低下している工業用P E T等への切替えが着実に進行しており、今後もこうした傾向は続くとみられる。

また、研磨ディスク用途においては、バルカナイズドファイバーに対する直接の代替的素材は存在しない。しかし、ファイバーディスクの需要の大半は、長時間研削能力の衰えないフラップディスクに奪われてきており、今後もこうした傾向は続くとみられる。

したがって、仮に本件株式取得後に当事会社がバルカナイズドファイバーの価格を引き上げたり、その品質改善を怠ったりすれば、電気絶縁用途においてはバルカ

ナイズドファイバーから工業用P E T等への切替えがますます促進されることになり、また、研磨ディスク用途においても、間接ユーザーに対して供給されるファイバーディスクの価格が上昇したり品質が向上しないことで、ファイバーディスクからフラップディスク等への切替えが促進されることになるため、本件行為後に当事会社がそのような行為を行うこととはならないと考えられる。

以上のことから、本件行為により、当事会社の単独行動によって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと判断した。

## 第5 結論

以上から、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはないと判断した。